

園芸産地構造改革体制整備事業 実施要領

令和7年5月

新潟県農林水産部農産園芸課

目 次

1	事業実施要領	1
2	別紙 実施要領に規定する事務の流れ	7
3	別記 細目「国補併用産地構造改革」における取扱い	8
4	別表 1（事業目的・内容・主体・採択基準）	10
5	別表 2・別表 3・別表 4（書類の提出先、部数等）	13
6	関係様式	15
	（1）様式 1 号 事業実施申請書	
	（2）様式 2 号 認定前着手届	
	（3）様式 3 号 しゅん工報告書 （参考）出来高設計概要書	
	（4）様式 4 号 事業完了報告書	
	（5）様式 5 号 機械・施設等管理台帳	
7	別記様式	23
	（1）別記様式 1 号 事業計画書	
	（2）別記様式 2 号 事業実績書	
	（3）別記様式 3 号 達成状況報告書	
	（4）添付資料 1 事業費積算内訳表	
	（5）添付資料 2 利用計画表	
	（6）添付資料 3 収支計画書	
	（7）添付資料 4 機械・施設等の導入経緯	
	（8）添付資料 5 導入機械能力算出基礎表	
8	参考様式	41
	（1）参考様式 1 産地構造改革取組計画	
	（2）参考様式 2 概算事業費算定用見積依頼書	
	（3）参考様式 3 リース見積依頼書	
	（4）参考様式 4 生産性向上計画	
	（5）参考様式 5 達成状況（改善計画）に対する意見書	

園芸産地構造改革体制整備事業実施要領

第1 趣旨

園芸産地構造改革体制整備事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金交付規則及び新潟県農産園芸費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 実施方針

事業は、新潟県園芸振興基本戦略の目標実現に向けて、産地の構造改革に必要な機械・施設の整備等を支援することで、収益性の高い園芸産地の育成を図る。

第3 事業内容

事業は、以下に掲げる細目により構成し、事業内容、事業主体、補助率等についてはそれぞれ別表1のとおりとする。

- (1) 国補併用産地構造改革
- (2) 園芸団地等育成

第4 事業の実施手続

1 実施手続

本事業の実施手続については、以下に定めるもののほか、別紙「実施要領に規定する事務の流れ」（以下「事務の流れ」という。）のとおりとする。

ただし、第3(1)の事業の実施申請にあたっては、別紙「事務の流れ」のほか、別記『細目「国補併用産地構造改革」における取扱い』（以下「別記取扱い」という。）に示すとおりとする。

2 事業実施の申請及び認定

- (1) 事業主体は、別紙「事務の流れ」のとおり、事業実施申請書（様式1号）を所管の地域振興局を経由して知事に提出する。
- (2) 知事は申請の内容を審査し、必要に応じて事業内容を聴取し、又は現地調査等を行い、適当と認められるときは、事業計画の認定を行う。

3 事業計画の変更

- (1) 知事の認定を受けた事業のうち、次に掲げる重要な変更については、2(1)に準じて、事業計画書（変更）を作成し、2(2)に準じて、変更した事業計画の認定を受ける。
 - ア 事業主体の変更、もしくはリースにおける借受者の変更
 - イ 事業内容の新設または廃止
 - ウ 施行箇所、設置場所または実施地区の変更
 - エ 事業費の30%を超える増減
- (2) ただし、国庫補助事業（以下「国補事業」という。）と併せて実施する場合は、

その国補事業（以下「実施国補事業」という。）の定めるところによる。

4 事業の着手

- (1) 事業主体は、原則として事業計画の認定後に事業に着手する。
- (2) 事業の性質または内容等により、早期着手が必要な場合は、事業認定前着手届（様式2号）を提出した上で着手することができる。
この場合において、対象事業として認定されないときは、自力事業とする。
- (3) ただし、国補事業と併せて実施する場合は、(1)、(2)によらず、実施国補事業の定めるところによる。

5 事業計画に基づく実施

事業主体は、2(2)の規定により認定を受けた事業計画に基づき、事業を実施する。

第5 完了に伴う手続

事業をしゅん工または完了した時の手続きは以下1、2のとおりとする。

ただし、第3(1)の事業を実施した場合は、別記取扱いのとおりとする。

1 しゅん工報告

- (1) 事業主体は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書（様式3号）を作成し、別紙「事務の流れ」のとおり地域振興局へ報告する。
- (2) しゅん工報告書の提出があった地域振興局は、速やかにしゅん工検査を実施し、出来高確認を行う。
なお、しゅん工検査等において、必要と判断される場合は、手直し等の措置を指示し、事業の適正を期す。

2 事業完了報告

- (1) 事業主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式4号）を作成し、別紙「事務の流れ」のとおり所管の地域振興局に提出する。
- (2) 地域振興局は、事業主体から提出された事業完了報告書を検査し、事業の履行を確認の上、知事に報告する。

第6 関係書類等の整備

事業主体は、次に掲げる関係書類等を整理保存し、処理の経緯を明らかにしておく。
ただし、国補事業と併せて実施する場合は、実施国補事業の定めるところによる。

1 直営事業の場合

- (1) 予算関係書類
- (2) 会計主要簿、現金出納簿
- (3) 会計補助簿
 - ア 分（負）担金徴収簿
 - イ 労務者出面簿
 - ウ 工事材料品受払簿
 - エ 事業日誌及び現場写真等
- (4) 受払証ひょう書類
資材費、工事雑費、機械器具購入費等の証ひょう書には、正当債主の見積書、売買契約書、納品書、請求書、領収書等を添付し整備しておくこと。
- (5) 金銭出納は、原則として金融機関の口座を利用すること。
- (6) 一括整理された帳簿及び書類には、必ず原始記録を添付しておくこと。
- (7) 借入金のため金融機関に提出した書類（申込書、同添付書、借用証書、念証等）は、すべて写しを作成して一括保存しておくこと。
- (8) 実施申請から実績報告に至るまでの往復文書
- (9) 実施設計書、出来高設計書
- (10) 管理規程又は利用規程
- (11) 財産管理台帳
- (12) 入札てん末書等

2 請負事業の場合

工事材料品受払簿等、直営事業の施工にのみ関係ある諸帳簿を除き、直営事業の場合に準じて整理保存するとともに、以下の書類及び簿冊等を備え付けておく。

- (1) 請負契約締結の根拠となった議決書
- (2) 請負契約書
- (3) 工事材料検査簿
- (4) 工事完了通知書
- (5) 工事手直完了通知書
- (6) 工事取引書
- (7) 請負金の支払い及び領収関係を明らかにした証ひょう書類

第7 事業により整備した機械等の管理運営等

事業で取得した機械等は導入年度、事業名を明示し、常に良好な状態で管理するとともに、設置目的に即して効率的な運用を図る。

管理運営等の詳細については、以下1から5のとおりとするが、国補事業と併せて実施する場合は、実施国補事業の定めるところによる。

1 管理主体

- (1) 機械・施設等の管理主体は、原則として事業主体とする。
- (2) 事業主体が機械・施設等の適切な管理を図るため、その管理を委託する場合の相手方は、原則として当該市町村内の、別表1に記載された事業主体の範囲内とする。
- (3) 事業主体は、処分制限期間内に機械・施設等の管理主体を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 管理方法

- (1) 管理主体は、その管理する機械等について管理規程を定める。
- (2) 管理規程には次の事項のうち機械等の種類に応じ必要な項目を定める。
 - ア 目的
 - イ 機械の種類、構造、規模及び型式
 - ウ 機械の所在地
 - エ 管理責任者
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関すること
 - キ 使用料に関すること
 - ク 機械の保全に関すること
 - ケ 機械の償却に関すること
- (3) 管理主体は、当該機械等の耐用年数が経過した後において、適切に更新する等により、園芸生産の維持・拡大を図るよう留意する。
- (4) 管理主体は、機械等の管理の現状を明確にし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備する。

また、機械・施設等管理台帳（様式5号）を備え付ける。

3 財産処分等の手続

事業主体は、機械・施設等について、その処分制限期間内に財産処分を行う場合は、別紙「事務の流れ」のとおり、補助者の承認を受けなければならない。

また、県の補助を受けた市町村長が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業主体は、機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、地域振興局又は市町村に届け出て、必要に応じ、その指示を受ける。

また、県の補助を受けた市町村長が当該届出を受理する場合は、当該機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事に届け出て、必要に応じ、その指示を受ける。

5 災害の報告

- (1) 事業主体は、機械・施設等が天災その他の災害を受け滅失又はき損したときは、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - ア 事業実施年度
 - イ 被災施設・機械等の概要
 - ウ 被害の概要
 - エ 損害見積り価格及び復旧可能なものについては復旧見込額
 - オ その他
- (2) 報告の後、当該機械・施設等の復旧が不可能と判断した場合には、3の手続きを検討する。

第8 指導推進体制

県は、関係機関と連携し、事業計画の策定、事業の実施及び事業実施後の取組等について、指導助言に当たる。

第9 事務取扱及び事務処理方法

- 1 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行う。
- 2 事業の実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表2及び3のとおりとする。

第10 助成

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行い、各種目の補助率等は要綱のとおりとする。

第11 報告

- 1 事業主体は、別表4のとおり事業計画に基づく事業が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該事業計画の達成状況を調査し、事業計画達成状況報告書（改善計画書）（別記様式3号）を、別紙「事務の流れ」のとおり、翌年度の5月末までに、地域振興局に提出する。

地域振興局長は事業計画達成状況報告書（改善計画書）（別記様式3号）をとりまとめ、進捗状況について意見を付し（参考様式5）、6月末日までに農産園芸課に報告する。
- 2 前項における目標年度の達成状況判断項目の達成状況（以下、「達成率」という。）が70%未満の事業主体は、達成状況報告（改善計画書）の提出を2年間延長する。

なお、5年後の報告において、達成率が改善されない場合は、再度、達成状況報告（改善計画書）を作成し、建物・機械等の耐用年数期間内において、達成率が70%以上となるまで提出する。
- 3 また、国補事業と併せて実施した場合は、実施国補事業で定める達成状況報告書類の写しを国が定める提出期限までに、前項と同様に知事へ提出することで、代えることができる。

ただし、報告期間および改善計画書の取扱いは前項のとおりとする。

- 4 なお、目標年度又は延長後の報告における達成率が70%未満となった理由が、天災地変その他事業実施主体の責に帰すべきものでないと認められた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は新潟県農林水産業総合対策事業の規定や事務処理に準ずる。

附則

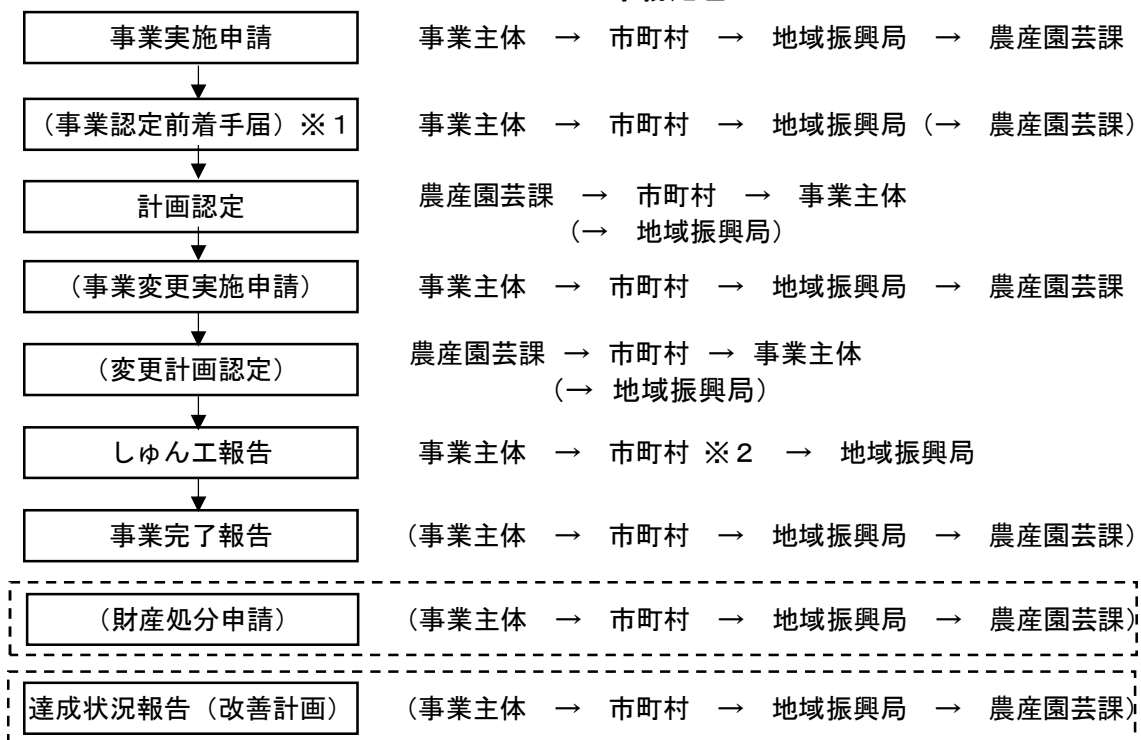
この要領は、令和7年5月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙 実施要領に規定する事務の流れ

1 細目「国補併用産地構造改革」（市町村が事業主体の場合を除く）

事務の手順

事務処理ルート



2 細目「国補併用産地構造改革」（市町村が事業主体の場合）、細目「園芸団地等育成」

事務の手順

事務処理ルート



※1 国補事業と併せて活用する場合は、実施国補事業の定めるところにより、認定前着手が認められない場合がある。

※2 当該機関はしゅん工検査を実施し、出来高確認を行うこと

別記 細目「国補併用産地構造改革」における取扱い

第 1 手続等

1 事業実施申請

- (1) 事業主体は、事業を実施しようとするとき、事業実施申請書（様式 1 号）を所管の市町村長に提出する。
- (2) 事業主体から事業実施申請書の提出があった市町村は、事業計画について必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施申請書を所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業主体となる場合、事業実施申請書（様式 1 号）を所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

- (3) 市町村から事業実施申請書の提出があった地域振興局は、事業計画を審査の上、適当と認められるときは、知事に提出する。

審査に当たっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

2 完了に伴う手続

- (1) 国補事業と併せて実施する場合

ア しゅん工報告及び出来高確認は、実施国補事業と併せて実施することとし、市町村長はしゅん工報告書（様式 3 号）に実施国補事業要領等で定める報告書の写しを付し、所管の地域振興局へ提出するものとする。

イ 事業完了報告及び審査は、実施国補事業と一体に実施することとし、市町村長は事業完了報告書（様式 4 号）に実施国補事業要領等で定める報告書の写しを付し、所管の地域振興局へ提出するものとする。

ウ その他の手続は、次項に準ずるものとする。

- (2) 国補事業と併せて実施しない場合

ア しゅん工報告

事業主体は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書（様式 3 号）を作成し、市町村長に提出するものとする。

イ 出来高確認

市町村長は、事業主体からしゅん工報告書が提出されたときは、速やかにしゅん工検査（出来高確認）を行い、所管の地域振興局にしゅん工報告書を提出するものとする。

なお、しゅん工検査等において、必要と判断される場合は、手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

ウ 事業完了報告

事業主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式 4 号）を作成し、市町村に提出するものとする。

エ 履行確認

市町村長は、事業主体から提出された事業完了報告書を検査し、事業の履行を確認するものとする。

オ なお、市町村が事業主体となる場合は、実施要領の第5に基づき、完了に伴う手続きを行うものとする。

第2 助成

1 助成の実施

県は、市町村とともに、事業費の一部を、予算の範囲内において助成することとし、補助率等を次のとおり定める。

(1) 国補事業と併せて実施する場合

ア 実施国補事業の補助率は、当該事業の要綱などに定めるところによる。

ただし、定額支援の場合は補助金額の設定の根拠を踏まえ、相当する補助率として扱うものとする。

イ 市町村以外の者が事業主体となる場合、県の補助率は、原則、市町村と同率とし、補助額の上限は実施国補事業の補助対象経費の10分の1以内又は50,000千円のいずれか低い方とする。

市町村が事業主体となる場合、県の補助額の上限は、実施国補事業の補助対象経費の10分の1以内、市町村の負担額又は50,000千円のいずれか低い方とする。

ウ ただし、実施国補事業における国の実補助額が、当該事業の要綱等で定める補助率に基づいて算定された補助上限額を下回る場合、県補助額は50,000千円を上限として、次の算式に基づく額とする。

$$\text{県補助額} \leq \text{要綱等で定める補助率に基づく国の補助上限額} - \text{国の実補助額} \\ + \text{イで定める額}$$

(2) 国補事業と併せて実施しない場合

県の補助率は、事業費の2分の1以内、補助上限額は50,000千円とする。

(3) 補助金の取扱い

その他補助金の取扱いに関しては、要綱のほか、実施国補事業の交付要綱等に定めるとおりとする。

別表 1

園芸産地構造改革体制整備事業（目的・内容・採択基準）

細目	目的	事業区分	補助 ^{*1} 区分	事業内容 ^{*2} (補助対象機械・施設等)	事業主体 ^{*3, 4} (借受者)
国 補 併 用 産 地 構 造 改 革	生産の団地化、集出荷施設の共同化などの園芸産地の構造改革となる産地体制の整備を支援することで、収益性の高い園芸産地を育成する。	生産体制整備	補助	園芸産地の構造改革に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 園芸団地の形成等に必要な小規模基盤整備 果樹の場合は省力栽培・生産性の高い栽培方式へ転換する際の新改植に必要な初度的経費を含む	農地所有適格法人 農業者等の組織する団体 農業協同組合 全国農業協同組合連合会新潟県本部 第3セクター 市町村 等
			リース	園芸産地の構造改革に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備	農業協同組合 民間リース会社 第3セクター 等 (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)
		集荷・流通施設整備	補助	園芸産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備	農地所有適格法人 農業者等の組織する団体 農業協同組合 全国農業協同組合連合会新潟県本部 第3セクター 市町村 等
			リース	園芸産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備	農業協同組合 民間リース会社 第3セクター 等 (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)

補助率 および 上限補助額	採 択 基 準 (実 施 基 準)	事業計画 (実 績)
1／2 以内 等 (詳細は別記取扱いを参照のこと) 50,000 千円	1 原則として、国庫補助事業と併せて実施すること。 2 「園芸産地発展ビジョン」が策定されており、事業の対象とする品目が当該ビジョンで位置付けられていること。 ただし、取組が複数産地にわたる場合は、受益産地の過半が「園芸産地発展ビジョン」を策定していること。 3 産地構造改革に資する取組であること。 4 原則、事業対象品目は単一とすること。 5 市町村は、県とともに事業費の一部を助成又は負担すること。 6 「園芸団地等の形成等に必要な用地整備」で整備可能な面積は、原則、ハウス合計面積の2倍の面積を上限とする。 7 「園芸産地の構造改革に必要な集荷・流通体制の構築に必要な施設」とは、以下に挙げるものとする。 (1)集出荷貯蔵施設^{注1} (2)農産物処理加工施設^{注2} 8 事業主体は、原則として、補助対象施設を園芸施設共済等の保険に加入させること。 注1「集出荷貯蔵施設」は、事業対象品目の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 注2「農産物処理加工施設」は、事業対象品目の処理加工に必要な施設とする。	別記様式1－1号 (別記様式2－1号)

細目	目的	事業区分	補助 ^{*1} 区分	事業内容 (補助対象機械・施設等)	事業主体 ^{*3, 4} (借受者)
園芸団地等育成	新規取組者の育成や生産者間の労力補完体制の構築など、産地の構造改革に資する園芸団地の整備等を支援することで、収益性の高い園芸産地を育成する。	園芸団地等整備	補助	園芸団地等の形成に必要な機械・施設の整備及び小規模基盤整備	農地所有適格法人 農業者等の組織する団体 農業協同組合 全国農業協同組合連合会新潟県本部 第3セクター 等
			リース	園芸団地等の形成に必要なリース用機械・施設の整備	農業協同組合 民間リース会社 第3セクター 等 (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)
		集荷・流通施設整備	補助	産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築等に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備	農地所有適格法人 農業者等の組織する団体 農業協同組合 全国農業協同組合連合会新潟県本部 第3セクター 等
			リース	産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築等に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備	農業協同組合 民間リース会社 第3セクター 等 (認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部)

補助率 および 上限補助額	採 択 基 準 (実 施 基 準)	事業計画 (実 績)
1／2 以内 35,000 千円	1 原則として、露地園芸は、国庫補助事業による実施を優先すること。 2 「園芸産地発展ビジョン」が策定されており、事業の対象とする品目が当該ビジョンで位置付けられていること。 3 目標年までに作付面積を次の(1)又は(2)以上増加させる計画であること。 (1) 露地園芸の場合 概ね10ヘクタール(中山間地域は概ね1ヘクタール) (2) 施設園芸及び果樹の場合 概ね0.5ヘクタール(中山間地域は概ね0.25ヘクタール) 4 「園芸団地等の形成に必要な機械・施設」とは、以下に挙げるものとする。 (1) 園芸用ハウス (2) 果樹棚 (3) 養液栽培装置、環境制御装置、暖房機、防風網その他園芸団地の設置に必要な附帯設備 5 「園芸団地等の形成に必要な用地整備」で整備可能な面積は、原則、施設合計面積の2倍の面積を上限とする。 6 「産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築等に必要な機械・施設及びその付帯設備」とは、以下に挙げるものとする。 (1) 集出荷貯蔵施設 ^{注1} (2) 農産物処理加工施設 ^{注2} 7 事業主体は、原則として、補助対象施設を園芸施設共済等の保険に加入させること。 注1 「集出荷貯蔵施設」は、事業対象品目の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。 注2 「農産物処理加工施設」は、事業対象品目の処理加工に必要な施設とする。	別記様式1－2号 (別記様式2－2号)

- ＊１ 補助区分に掲げる各区分の定義及び取扱い は以下のとおりとする。
- 補 助： 事業主体が自ら使用（管理委託等を含む）する機械等の導入に対する助成
- リース： リース契約に基づき認定農業者等（以下「借受者」という。）に貸し付けるために事業主体が導入する機械等の導入に対する助成
- 取扱い は、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領に準ずる。
- ＊２ 本事業は、原則として、国庫補助事業と併せて実施することとし、事業内容、事業主体、事業採択要件、成果目標は、実施する国庫補助事業の定めるところによるものとする。
- ＊３ 「事業主体」に掲げる各対象の定義は以下のとおりとする。
- ・「農地所有適格法人」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であって、農家 3 戸以上で組織するものとする。
ただし、3 戸未満であっても常時従事者が 3 名以上おり、かつ、常時従事者のうち 2 名以上が構成員である農地所有適格法人を含む。
また、農業に常時従事する者（農地法施行規則第 9 条の判定基準に該当するものに限る。）を 1 人以上含む非農家は、農家とみなす。
 - ・「農業者等の組織する団体」、「第 3 セクター」及び「民間リース会社」は、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の基準に準ずるものとする。
- ＊４ 事業主体においては、次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- １ 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ２ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ３ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - ４ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ５ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ６ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ７ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別表 2

国庫補助事業を活用する場合の書類の提出先、提出部数及び事務処理系統

提出する書類	提出先	部数	事務処理系統（数値は必要部数）
【事業実施要領によるもの】 事業実施申請書(事業計画書添付) しゅん工報告書 事業完了報告書(実績書添付)	地域振興局	2 1 2	→地域振興局(1) → 農産園芸課(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1) → 農産園芸課(1)
【新潟県農産園芸費補助金等交付 要綱によるもの】 補助金交付申請書(変更を含む) 補助金概算払請求書 補助金実績報告書 遂行状況報告書	地域振興局	1 1 1 1	→地域振興局(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1)

別表 3

国庫補助事業を活用しない場合の書類の提出先、提出部数及び事務処理系統

提出する書類	提出先	部数	事務処理系統（数値は必要部数）
【事業実施要領によるもの】 事業実施申請書(事業計画書添付) (認定前着手届) しゅん工報告書 事業完了報告書(実績書添付)	地域振興局	2 1 1 2	→地域振興局(1) → 農産園芸課(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1) → 農産園芸課(1)
【新潟県農産園芸費補助金等交付 要綱によるもの】 補助金交付申請書(変更を含む) 補助金概算払請求書 補助金実績報告書 遂行状況報告書	地域振興局	1 1 1 1	→地域振興局(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1) →地域振興局(1)

別表 4

事業計画達成状況報告書（改善計画書）の提出

細目	報告年数	提出書類	提出 部数	事務処理系統 (数値は必要部数)
国補併用産地構造改 革	事業実施後 3年間*	達成状況報告書（改善計画書） （別記様式3号）	2	→ 地域振興局(1) → 農産園芸課(1)
園芸団地等育成		地域振興局の意見 （参考様式5）	1	→ 農産園芸課(1)

* 事業実施後3年間とは、事業実施年度を含む。

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業
(細 目 名)
の実施申請について

記

(単位:円)

事業の内容			事業実施期間		経費の配分					備考
事業主体	地区名	事業内容	開始予定 年月日	完了予定 年月日	総事業費	負担区分				
						国補助金	県補助金	市町村費	その他	
合 計										

(2) 産地構造改革取組計画（参考様式）【市町村長が県知事に申請する場合】

□ 私たちは暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

15

様式 2 号（認定前着手届）

番 号
令和 年 月 日

地域振興局長 様

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名

（ または、
市町村長名・氏名 ）

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業
（ 細 目 名 ）
認定前着手届

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業として下記事業を認定前に着手したいので、
対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届
出します。

記

1 認定前着手をしようとする事業

施行箇所・設置場所	
地 区 名	
事 業 主 体	
借 受 者	
着手予定年月日	
着工予定年月日	
しゅん工予定年月日	
施 行 方 法	
事 業 内 容	
事 業 費	円

2 認定前着手の理由

様式3号（しゅん工報告書）

番 号
令和 年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名
または、
市町村長名・氏名

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業
（ 細 目 名 ）
しゅん工報告書

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業のうち、令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった下記事業がしゅん工したので報告します。

記

1 しゅん工した事業

施行箇所・設置場所	
地 区 名	
事 業 主 体	
借 受 者	
着 手 年 月 日	
着 工 年 月 日	
しゅん工年月日	
施 行 方 法	
事 業 量	
事 業 費	

2 添付書類

補助事業調書（細目「国補併用産地構造改革」に限る）

出来高設計概要書（参考1または2を参照のこと）

機械・施設等管理台帳（様式5）の写し

<参考 1 : 出来高設計概要書様式（施設導入用）>

1 表紙

地区名		事業種目		事業細目	
令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業 (細 目 名) 出来高設計概要書					
所属	審査者氏名	令和 年 月 日			
		市町村名			
		事業主体名			
		(借受者名)			

2 設計説明書

受益戸数及び受益面積					
施 行 箇 所	大字または小字まで記入				
事業量及び経費					
工 事 の 概 要	① 施設の構造、規模、数量等 ② 中古、古材等利用の有無、ある場合はその理由 ③ 事業費調達の計画				
施行方法及び期間					
同 意 状 況	同意者数／受益者数	同意率		年月日	
摘 要	設置予定地の権利調整の状況等				

3 経費内訳書

工種または種目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

4 工事雑費明細書

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

5 設計図（位置図、立面図、平面図）

別紙のとおり

6 添付資料

- ・ 導入機械能力算出基礎表
- ・ 機械・施設等の導入経緯

<参考2：出来高設計概要書様式（施設導入以外用）>

地区名		事業種目		事業細目	
令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業 （ 細 目 名 ） 出来高設計概要書					
所属	審査者氏名	令和 年 月 日			
		市町村名			
		事業主体名			
		（借受者名）			

1 事業概要

施行箇所・設置箇所			
事業内容 及び 規模・能力			
事業費 及び 負担区分 (円)	事業費		国費
	県費	市町村費	その他
工 期	着手日		
	着工日		
	しゅん工日		
備 考			

2 添付資料

- ・ 導入機械能力算出基礎表
- ・ 機械・施設等の導入経緯

様式 4 号（事業完了報告書）

番 号
令 和 年 月 日

新 潟 県 知 事 様

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名
または、
市町村長名・氏名

令和 年度 園芸産地構造改革体制整備事業
（ 細 目 名 ）
完了報告書

令和 年度園芸産地構造改革対整備事業について、下記のとおり事業が完了したことを報告します。

記

地 区 名	
事業主体	
借 受 者	
着手年月日	
完了年月日	
事業内容	
事業費（円）	

添付資料
実績書（別記様式 2 号）

園芸産地構造改革体制整備事業（ 細 目 名 ）機械・施設等管理台帳

市町村名		地区名		事業実施年度	令和 年度	事業主体名									
事業の概要				工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		備考
内 容	構造・規模・能力	施行箇所又は設置場所	数量	着工年月日	しゅん工年月日	総事業費	国費	県費	市町村費	その他	耐用年数	処分期限年月日	承認年月日	処分の内容	
小 計															
小 計															
合 計															

注 1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注 2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。

注 3) 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

注 4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

別記様式 1 号 - 1

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（国補併用産地構造改革）
事業計画書（その 1）

市町村名			地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分			導入区分	☐ 機械整備 ☐ 施設整備 ☐ 果樹の新改植 ☐ その他				☐ リース	
事業主体 (借受者) の概要	事業主体	名称				所在地			
	借受者 (リース の場合の み記載)	名称				所在地			
		区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合 ☐ 全国農業協同組合連合会新潟県本部						
	農家戸数		戸	受益(経営)面積	ha	代表者			
目的・必要性									
事業効果									
地区の概要	農家数(戸)				耕地等面積(ha)				
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力		数量	事業費(円)	補助率	県補助金(円)	
施行箇所・設置箇所					計			【 】	
負担区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額	資金の名称	
	円		円	円	円		円		
機械施設等の整備状況	機械・施設名		構造・規模・能力		数 量	導入年度・事業名		備 考	
関連事業									

注) 国庫補助事業併用の場合は、【 】内に国費活用額を記入すること

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（国補併用産地構造改革） 事業計画書（その2）

内容		□施設整備 □機械整備 □果樹の新改植 □その他				
市町村名	事業主体又は借受者名	現状	年度	目標	年度	
受益者における対象品目（ ）の生産計画						
目標項目	事業実施前年度 （ 年度）	事業実施年度 （ 年度）	2年目 （ 年度）	3年目 （ 年度）		
栽培農家数	戸	戸	戸	戸		
作付面積 【達成率判断項目】	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール		
出荷量 【達成率判断項目】	トン	トン	トン	トン		
販売額	千円	千円	千円	千円		
被覆資材 の処理 ＊施設の 導入のみ	使用被覆資材（被覆資材の種類）					
	使用済みプラスチックの処理体制					
	使用済みプラスチックの処理方法					
事業推進体制図						
添付資料	共通	☐ 計画位置図 ☐ 事業費積算内訳書（添付1-1） ☐ 利用計画表（添付2） ☐ 収支計画書（添付3） ☐ 納税対応が確認できる書類 ☐ 機械等整備計画 ☐ 機械・施設等の導入経緯（添付4） ☐ 大規模園芸産地育成連携計画（参考1） ☐ 園芸産地発展ビジョン 【組織等の場合】 ☐ 管理運営規程 ☐ 規約（定款）（農協等は除く） ☐ 構成員名簿（農協等は除く） ☐ 事業実施の合意が確認できる書類（議事録等）（果樹の新改植を除く）				
	施設整備	☐ 図面 ☐ 施設規模決定根拠 ☐ 建設予定地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） ☐ 設計書、見積書				
	機械整備	☐ 導入機械能力算出基礎表（添付5） ☐ 格納場所の土地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） ☐ カタログ ☐ 概算事業費算定用見積依頼書（参考2） ☐ 概算事業費決定見積書				
	果樹の新改植	☐ 植栽図 ☐ 見積書 ☐ 省力栽培・生産性の高い栽培方式であることが分かる資料 ☐ 果樹産地構造改革計画の写し				
	その他	☐ 見積書				
	リース	☐ リース見積依頼書（参考3） ☐ リース契約書（案）				

※ 機械・施設の管理を委託することを計画している場合は、本項目で事業主体と管理委託予定相手方との関係を示すこと。

別記様式 1 号－2

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（園芸団地等育成）

事業計画書（その1）

市町村名			地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分			導入区分	☐ 機械整備 ☐ 施設整備				☐ リース	
事業主体 (借受者) の概要	事業主体	名称				所在地			
	借受者 (リース の場合の み記載)	名称				所在地			
		区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合						
	農家戸数		戸	受益(経営)面積	ha	代表者			
目的・ 必要性									
事業効果									
地区の概要	農家数（戸）				耕地等面積（ha）				
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業 の概 要	事業内容		構造・規模・能力		数量	事業費（円）	補助率	県補助金（円）	
施行箇所・設置箇所					計				
負担 区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資 計画	借入金額	資金の名称	
	円		円	円	円		円		
機械 施設 等 の 整備 状況	機械・施設名		構造・規模・能力		数 量	導入年度・事業名		備 考	
関連 事業									

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（園芸団地等育成）
事業計画書（その2）

		内容		□施設整備 □機械整備			
市町村名		事業主体又は借受者名		現状	年度	目標	年度
受益者における対象品目（ ）の生産計画							
目標項目	事業実施前年度 （ 年度）	事業実施年度 （ 年度）	2年目 （ 年度）	3年目 （ 年度）			
栽培農家数	戸	戸	戸	戸			
作付面積 【達成率判断項目】	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール			
出荷量 【達成率判断項目】	トン	トン	トン	トン			
販売額	千円	千円	千円	千円			
被覆資材 の処理 ＊施設の 導入のみ	使用被覆資材（被覆資材の種類）						
	使用済みプラスチックの処理体制						
	使用済みプラスチックの処理方法						
事業 推進 体制 図	※ 機械・施設の管理を委託することを計画している場合は、事業主体と管理委託予定相手方との関係を示すこと。						
添付資料	共通	☐	□計画位置図 □事業費積算内訳書（添付1－1） □利用計画表（添付2） □収支計画書（添付3） □納税対応が確認できる書類 □園芸団地収益性向上計画（参考4） □機械等整備計画 □機械・施設等の導入経緯（添付4） □園芸産地発展ビジョン 【組織等の場合】 □管理運営規程 □規約（定款）（農協等は除く） □構成員名簿（農協等は除く） □事業実施の合意が確認できる書類（議事録等）				
	施設整備	☐	□図面 □施設規模決定根拠 □建設予定地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） □設計書、見積書				
	機械整備	☐	□導入機械能力算出基礎表（添付5） □格納場所の土地所有者との同意が確認できる書類（賃貸借契約書等） □カタログ □概算事業費算定用見積依頼書（参考2） □概算事業費決定見積書				
	リース	☐	□リース見積依頼書（参考3） □リース契約書（案）				

別記様式 2 号－ 1

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（国補併用産地構造改革）
事業実績書（その 1）

市町村名			地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分			導入区分	☐ 機械整備 ☐ 施設整備 ☐ 果樹の新改植 ☐ その他				☐ リース	
事業主体 (借受者) の概要	事業主体	名称			所在地				
	借受者 (リース の場合の み記載)	名称			所在地				
	区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合 ☐ 全国農業協同組合連合会新潟県本部							
	農家戸数	戸	受益(経営)面積	ha	代表者				
目的・ 必要性									
事業効果									
地区の概要	農家数（戸）				耕地等面積（ha）				
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力	数量	事業費（円）	補助率	県補助金（円）		
施行箇所・設置箇所					計		【 】		
負担 区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資 計画	借入金額	資金の名称	
	円		円	円	円		円		
機械 施設 等の 整備 状況	機械・施設名		構造・規模・能力	数 量	導入年度・事業名		備 考		
関連 事業									

注）国庫補助事業併用の場合は、【 】内に国費活用額を記入すること

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（国補併用産地構造改革）
事業実績書(その2)

品目（ ）	実績			
目標項目	事業実施前年度 （ 年度）	事業実施年度 （ 年度）	2 年目 （ 年度）	3 年目 （ 年度）
栽培農家数	戸	戸	戸	戸
作付面積	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
出荷量	トン	トン	トン	トン
販売額	千円	千円	千円	千円
事業の効果				
課題				
対応策				

別記様式 2 号 - 2

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（園芸団地等育成）

事業実績書（その 1）

市町村名			地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分			導入区分	☐ 機械整備 ☐ 施設整備				☐ リース	
事業主体 (借受者) の概要	事業主体	名称			所在地				
	借受者 (リース の場合の み記載)	名称			所在地				
		区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合						
	農家戸数		戸	受益(経営)面積	ha	代表者			
目的・必要性									
事業効果									
地区の概要	農家数 (戸)				耕地等面積 (ha)				
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力	数量	事業費 (円)	補助率	県補助金 (円)		
施行箇所・設置箇所					計				
負担区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額	資金の名称	
	円		円	円	円		円		
機械施設等の整備状況	機械・施設名		構造・規模・能力	数 量	導入年度・事業名			備 考	
関連事業									

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（園芸団地等育成）
事業実績書（その2）

品目（ ）	実績			
目標項目	事業実施前年度 （ 年度）	事業実施年度 （ 年度）	2 年目 （ 年度）	3 年目 （ 年度）
栽培農家数	戸	戸	戸	戸
作付面積	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
出荷量	トン	トン	トン	トン
販売額	千円	千円	千円	千円
事業の効果				
課題				
対応策				

別記様式 3 号 - 1

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（国補併用産地構造改革）
達成状況報告書（改善計画書）（令和 年度実績）

市町村名			地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分			導入区分	☐ 機械整備 ☐ 施設整備 ☐ 果樹の新改植 ☐ その他				☐ リース	
事業主体 (借受者)の概要	事業主体	名称				所在地			
	借受者 (リースの場合のみ記載)	名称				所在地			
		区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合 ☐ 全国農業協同組合連合会新潟県本部						
	農林漁家戸数		戸	面積	ha	代表者			
目的・必要性									
事業効果									
地域の概要	農家数 (戸)				耕地等面積 (ha)				
	主業	準主業	副業的	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力	数量	事業費 (円)	補助率	県補助金 (円)		
施工箇所・設置箇所					計				
負担区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額	資金の名称	
	円		円	円	円		円		
事業計画の実績	項目	区分	実施前 (年度)	実施年 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)	
	栽培農家数 (戸)	目標							
		実績							
		達成率 (%)							
	作付面積 (ha) 【達成率判断項目】	目標							
		実績							
		達成率 (%)							
	出荷量 (t) 【達成率判断項目】	目標							
		実績							
		達成率 (%)							
	販売額 (千円)	目標							
実績									
達成率 (%)									

成 果 ・ 課 題 ・ 改 善 策	成 果				
	課 題				
	改善策				
事業 効果	年度	事業実施前(年度)	事業実施年(年度)	2 年目(年度)	3 年目(年度)
	事業主体の販売額 (千円)	千円	千円	千円	千円
添 付 資 料	☐ 産地構造改革取組計画・実施状況				

注 1) 「事業計画の実績」及び「成果・課題・改善策」以外の項目は計画書に記載の計画内容に対する実績を記載すること。

注 2) 事業効果確認のための「事業主体の販売額」について、任意組合の場合、構成員全員の販売額の合計額を記入すること。

注 3) 達成率は以下の式で算定すること。

$$\{ (\text{報告年度実績} - \text{事業計画作成時の現状}) / (\text{報告年度目標} - \text{事業計画作成時の現状}) \} \times 100$$

別記様式 3 号－ 2

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業（園芸団地等育成）
達成状況報告書（改善計画書）（令和 年度実績）

市町村名				地区名			事業実施	年度	目標	年度
地域区分				導入区分	☐ 機械整備			☐ 施設整備		☐ リース
事業主体 (借受者)の概要	事業主体	名称				所在地				
	借受者 (リースの場合のみ記載)	名称				所在地				
		区分	☐ 認定新規就農者 ☐ 認定農業者 ☐ 農地所有適格法人 ☐ 農林漁業者等の組織する団体 ☐ 農業協同組合 ☐ 第3セクター							
	農林漁家戸数		戸	面積	ha	代表者				
目的・必要性										
事業効果										
地域の概要		農家数（戸）				耕地等面積（ha）				
		専業	1 兼	2 兼	合計	水田	普通畑	樹園地	その他	
事業の概要	事業内容		構造・規模・能力		数量	事業費（円）	補助率	県補助金（円）		
施工箇所・設置箇所					計					
負担区分	事業費	国費	県費	市町村費	その他	融資計画	借入金額	資金の名称		
	円		円	円	円		円			
	項目	区分	実施前 (年度)	実施年 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)		
	栽培農家数（戸）	目標								
		実績								
		達成率（%）								
	作付面積（ha） （達成率判断項目）	目標								
		実績								
		達成率（%）								
	出荷量（t） （達成率判断項目）	目標								
		実績								
		達成率（%）								
	販売額（千円）	目標								
		実績								
		達成率（%）								

成 果 ・ 課 題 ・ 改 善 策	成 果				
	課 題				
	改善策				
事業 効果	年度	事業実施前(年度)	事業実施年(年度)	2 年目(年度)	3 年目(年度)
	事業主体の販売額 (千円)	千円	千円	千円	千円
添 付 資 料	□園芸団地収益性向上計画・実施状況				

- 注 1) 「事業計画の実績」及び「成果・課題・改善策」以外の項目は計画書に記載の計画内容に対する実績を記載すること。
- 注 2) 事業効果確認のための「事業主体の販売額」について、任意組合の場合、構成員全員の販売額の合計額を記入すること。
- 注 3) 達成率は以下の式で算定すること。

$$\{ (\text{報告年度実績} - \text{事業計画作成時の現状}) / (\text{報告年度目標} - \text{事業計画作成時の現状}) \} \times 100$$

添付資料 1

事業費積算内訳書

事業区分・内容 (事業区分名)	算出基礎	事業費 (円)	県補助金 (円)
計			

(事業区分名)			
計			

合 計		
-----	--	--

注) 「事業費」の「小計」及び「合計」欄は、消費税を含む金額を記載する。

添付資料2

利 用 計 画 表

年次	施設・機械名等	対象作物名等	延べ面積・処理量等	月 別 利 用 計 画											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計画 年次 (年)															

目標 年次 (年)															

収 支 計 画 書 (導入機械・施設名)

計 画 年 次 (令和 年)				目 標 年 次 (令和 年)			
収 入	項 目	金 額	積 算 根 拠	収 入	項 目	金 額	積 算 根 拠
	合 計(A)				合 計(A)		
支 出				支 出			
	合 計(B)				合 計(B)		
(A-B)				(A-B)			

収 支 計 画 書 (法 人)

計 画 年 次 (令和 年)				目 標 年 次 (令和 年)			
売 上	項 目	金 額	積 算 根 拠	売 上	項 目	金 額	積 算 根 拠
	合 計				合 計		
売上原価 (期首棚卸高) (商品仕入高) (製造原価) 材料費 労務費 賃借料 減価償却費 その他 (期末棚卸高)				売上原価 (期首棚卸高) (商品仕入高) (製造原価) 材料費 労務費 賃借料 減価償却費 その他 (期末棚卸高)			
売上総利益				売上総利益			
販売・一般管理費 (役員報酬) (その他人件費) (出荷販売経費) (減価償却費) (その他)				販売・一般管理費 (役員報酬) (その他人件費) (出荷販売経費) (減価償却費) (その他)			
営業利益				営業利益			
営業外利益				営業外利益			
営業外費用 (支払利息)				営業外費用 (支払利息)			
経常利益				経常利益			
償還金 (補助残)				償還金 (補助残)			

注1) 項目(勘定科目)は加除訂正可、また、前年度決算書を添付すること。

添付資料 4

機 械 ・ 施 設 等 の 導 入 経 緯

市町村名：

事業主体名（借受者名）：

1 導入機械等の機種決定 ☐事業申請時に機種決定をしない ☐事業申請時に機種決定をする （事業申請時に機種決定をする場合は理由を記入）
2 概算事業費算定の経緯
3 事業主体決定の経緯（リースの場合のみ記入）
4 導入機械等の契約方法（☐計画 ☐実績） ☐一般競争入札 ☐指名競争入札 ☐見積徴収 （指名競争入札又は見積徴収による場合は理由を記入）
5 導入機械等の価格決定の経緯（☐計画 ☐実績）

添付資料 5

導入機械能力算出基礎表

a 機械 1 台当たりの能力

地帯区分：

ほ場区画：

作業名	作業機名	区分	能力等	時間当たり作業量（作業面積）					1 日当たり作業量（作業面積）				期間中の作業可能日数				期間中の作業面積 ha
			PS・条等	作業幅	作業速度	理論作業量	ほ場作業効率	ほ場作業量	1 日の作業時間	作業回数	実作業率	1 日の作業面積	作業期間	日数	可能日数率	可能日数	
				m	km/時	ha/時	%	ha/時	時	回	%	ha	月日～月日	日	%	日	
		既存の機械															
		導入予定機械															

注 1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。

注 2) 作業量（作業面積）の算出方法については、「特定高性能農業機械導入計画」の第 5 章第 1 の計算式を参照のこと。

注 3) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

b 導入必要台数

作業名	作業機名	利用面積 ha	既存機械の能力		不足作業面積 ha	導入機械の能力 ha	導入必要台数 台
			台数	作業可能面積			
			台	ha			

注 1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。

注 2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

産 地 構 造 改 革 取 組 計 画

地 区 名	市 町 村	計 画 期 間	目 標 年 度												
		～													
園 芸 産 地 の 育 成 目 標 (概 要)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">導入品目：</th> <th style="width: 25%;">事業実施前 (R)</th> <th style="width: 25%;">事業実施後 (R)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作付面積 (ヘクタール)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷量 (ト)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産者数 (経営体)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				導入品目：	事業実施前 (R)	事業実施後 (R)	作付面積 (ヘクタール)			出荷量 (ト)			生産者数 (経営体)		
導入品目：	事業実施前 (R)	事業実施後 (R)													
作付面積 (ヘクタール)															
出荷量 (ト)															
生産者数 (経営体)															
産 地 の 生 産 ・ 流 通 構 想															
※生産・流通面の現状・課題・対応方向を記載															

産地構造改革の推進体制及び構成機関の役割

活用する国補事業

1 生産体制整備

事業名	
地区名	
事業実施主体	
受益面積	
事業費（国費）	
実施期間	
事業内容	

2 果樹の省力栽培・生産性の高い栽培方式への転換

事業名	
地区名	
事業実施主体	
受益面積	
事業費（国費）	
実施期間	
事業内容	

3 集荷・流通施設整備

事業名	
地区名	
事業実施主体	
受益面積	
事業費（国費）	
実施期間	
事業内容	

産 地 構 造 改 革 の 取 組

1 構造改革の取組内容

- ☐ 生産の団地化
☐ 新規園芸取組者の産地受入体制の整備
☐ 共同集出荷施設の整備
☐ 畑地化、砂丘地の基盤整備
☐ 企業との連携
☐ 省力栽培・生産性の高い栽培方式への転換
☐ その他 ()

2 構造改革の具体的内容

--

3 構造改革の実現に向けた年度別取組事項

R 年度 (事業実施年)	
R 年度	
R 年度	
R 年度以降	

様式の行高・行数等は適宜変更・追加してください。

新規地区波及計画

概算事業費算定のための見積依頼書

令和 年 月 日

様

組織名及び代表者名又は
氏 名 印
電話番号

下記により見積書を作成の上、提出くださるようお願いします。

記

1 依頼者	(記載例) ○○生産組合 代表△△
2 見積条件(仕様)	(1) 機械の名称: 自脱型コンバイン (2) 機械の能力: 6条 (3) 付属機: 補助デバイダー、延長オーガ (4) 数量: 1台 (5) 導入時期: 8月中旬 (6) 納入場所: □□町××番地(○○生産組合格納庫)
3 見積書提出時期	令和 年 月 日
4 見積書提出場所	〒××× □□町・番地(○○生産組合代表者自宅)
5 見積書様式	別紙見積書様式を参考をお願いします。
6 見積書提出方法	郵送による。
7 その他	条件を満たす機械を3機種選定の上、見積書を提出してください。 なお、見積機械のカタログを同封願います。

(別紙見積書様式)

御見積書 (参考様式)

令和 年 月 日

〇〇生産組合 代表者△△ 様

住 所

名 称

電話番号 (FAX)

(参考) 新潟県農業機械整備施設認定番号

下記により見積申し上げます。

受渡期日 年 月 日

受渡場所

取引条件

有効期限 年 月 日まで

合計金額 ￥ 10,962,000円 (消費税込み)

品名・規格	型 式	数 量	単 価	金 額	備 考 (メーカー希望小売価格)
〇〇社 6 条 コンバイン	ABC1234DEFGH	1	10,000,000	10,000,000	11,000,000
デバイダー	IJK567LMN	1	100,000	100,000	120,000
延長オーガ	OPQ890RST	1	50,000	50,000	80,000
小 計				10,150,000	
消費税 (8%)				812,000	
総 合 計				10,962,000	

【記載上の注意点】

注1) 「日付」、「受渡期日」、「受渡場所」、「取引条件」、「有効期限」は必ず記入してください。

注2) 付属機を含めた「コンバイン一式」等との表記はせず、機械付属機は機械本体とは別行に単独で記入してください。
また、付属機についても型式の記入をお願いします。

注3) 型式は正確に記載するようお願いします。

注4) 備考欄には、1台当たりのメーカー希望小売価格を必ず記入してください。

リース見積依頼書

令和 年 月 日

様

組織名及び代表者名又は
氏 名
電話番号

令和 年度園芸産地構造改革体制整備事業を活用し、下記によりリース契約の締結を予定したため、リース契約書（案）を提出くださるようお願いいたします。

記

1 借受者の概要
(1) 集団の場合

フリガナ						電話番号
会社名又は組織名						
住所	(〒 -)					
フリガナ						生年月日
代表者名						昭・平 年 月 日
代表者自宅住所	(〒 -)					自宅電話番号
経営概要 (経営規模)	組織形態	協業 (法人・任意) ・受託・共同利用			営農類型	
	資本金	営業年数	会社の設立	構成員数	その他	
	万円	年	年 月	戸 人		
	水田部門	作業受託				
	所有地 (ha)	借入地 (ha)	作業名			
			面積 (ha)			
	園芸部門	家畜飼養頭羽数			その他部門	
普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	家畜名			部門名	
		頭羽数				

(2) 個人の場合

フリガナ						生年月日
氏 名						昭・平 年 月 日
住所	(〒 -)					自宅電話番号
経営概要 (経営規模)	水田部門	作業受託				
	所有地 (ha)	借入地 (ha)	作業名			
			面積 (ha)			
	園芸部門	家畜飼養頭羽数			その他部門	
	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	家畜名			部門名
		頭羽数				

2 リースの内容

リース申込物件	数量	物件価格	設置場所住所	納入予定日
				年 月 日
リース料の支払方法	年払い・月払い	リース期間	年 (機械施設の耐用年数)	
事業細目名			予定補助率	

3 その他

- (1) リース料は、補助金相当額を勘案の上、算定してください。
- (2) 本年度、新潟県に「リース会社の概要」を届け出していない場合は、届出を実施していただくとともに、その旨ご連絡ください。

園芸団地収益性向上計画

I 実施策

対 策	具体的内容(誰が何をいつまでに)
1 労働時間削減(必須)	
・	
・	
・	
2 雇用時間削減	
・	
・	
・	
3 収量向上・安定	
・	
・	
・	
4 資材費削減	
・	
・	
・	
5 単価向上	
・	
・	
・	
6 その他	
・	
・	
・	

注) 労働時間削減対策は、記載を必須とする。
 その他、実施を計画する対策があれば、該当箇所に記載すること。

II 進行管理・見直し方法

III 添付資料

- ・ 実施・委託体制図

参考様式 5（地域振興局の意見）

令和 年 月 日

農産園芸課長 様

〇〇地域振興局農林水産（農業）振興部長

令和 年度 園芸産地構造改革体制整備事業
（ 細 目 名 ）における
事業計画達成状況報告書（改善計画書）に対する意見について

〇〇（事業実施主体）から報告のあった令和 年度事業計画達成状況報告書（改善計画書）について、別紙のとおり意見を付して報告します。

参考様式5 別紙

事業実施年度	事業主体(借受者)	事業内容	品目	意見